

徳山毛利家文庫「御蔵本日記」に見る座頭・瞽女

吉積 久年

筆者は、山口県文書館架蔵の徳山藩々政史料、徳山毛利家文庫「御蔵本日記」（元禄元年～明治元年）一一六六冊に目を通した実績を世相や社会状況を窺う視点に立つて、これまでいろいろ拙論を発表して来た。^①

そして、今回は座頭と瞽女に目を向けることとした。

山口県においては、地神経盲僧についての論考は多少見られるものの^②、座頭・瞽女に関するものは甚だ少なく、とりわけ瞽女については皆無に近いと認識している。ただし、ジェラルド・グローマー著『瞽女と瞽女唄の研究 研究編』『同 史料編』（名古屋大学出版会・平成十九年三月刊行）を忘れてはならない。これには、本県に関する史料の紹介と論述が含まれている。

なお、徳山毛利家文庫の寺社・町方（『徳山毛利家文庫仮目録Ⅴ』、平成五年刊）には、「盲僧一事記 天明三～寛政六」（104）、「同寛政八」（105）があることも付言しておく。

筆を握ることにした訳は、当該日記に両者に関する記述が意外と目に入ったし、また、拙文「近世、眼病を巡る

人々の動き―徳山藩における筑前目医師田原氏を中心に―(当『紀要第36号』、平成二十一年三月刊)で、当時眼を患い、失明する者が多かつたという話に接したことも影響している。

元禄～正徳期の施行記事

当該日記は、元禄元年(一六八八)分から断続的に遺っているが、その最古の簿冊元禄元年十一月四日の条に、次の記事が書き留められている。

一長濱弥太夫申上候は 芳林院様御茶湯就被 仰付候こせ忒拾九人座頭忒拾人參候銀百忒拾四匁米壹石九升七合 遣候由可申上候事

これは、芳林院(徳山藩初代藩主毛利就隆の四女)の十三回忌にあたり、集まって来た替女二十九人と座頭二〇人に、銀一二四匁と米一石九升七合の施行が行われたことを記したものである。なお、この施行対象の中には手引や米計の分も含まれていることが、後年の記述から十分推測される。

同十年十月六日の条では、唯心院(三代藩主毛利元次の長男主計)七回忌として、替女・座頭二二人と手引七人に対し銀三六二匁と米二石五斗七升五合が施された記述が見える。

このように、藩主一族の法事にこと寄せて替女・座頭が参集しては施しに与る習いがあったことが知られる。

また、正徳三年(一七一三)五月三日の条には、徳川幕府七代將軍徳川家継の將軍宣下にあたって座頭・替女に一人銀一二匁あての施行、同時に姫様の婚礼に際してはまた、先格通り一人銀六匁が施行されて、その対象総人数は一二九人であったと記載されている。

かくて、領内外並びに天下の慶弔事に際して施行が行われていたようすが捉えられ、表1は元禄～正徳期の施行記事を集めたものである。

元禄十五年(一七〇二)五月十七日の条に、来る五月二十一日の大陽院すなわち二代藩主毛利元賢の十三回忌にあたって、替女・座頭計八九人のほか、非人一七八人に対しても一人米一升あてを施したと記される。

これら施行の由来や内実・規定については、それを書記したものが見出せないため、当該日記の記述を丹念に拾集して行くことが何よりであろうと判断した。

ただし、つぎの元禄八年七月二十五日の条に見える記事は見逃せない。

表1 元禄～正徳期の座頭・替女施行の記事一覧

(注) 一は員数が明記されていないことを示す

年月日	施行理由	座頭(人)	替女(人)	計(人)	施行銀(匁)	施行米(石)	備考
元禄元.11.4	芳林院(初代藩主就隆4女)13回忌	20	29	49	124	1.097	
元禄2.7.28	泰巖院(萩藩2代藩主毛利綱広)百ヶ日	—	—	—	624	3.375	
元禄10.10.6	唯心院(3代藩主元次長男)3回忌	—	—	135	336	2.71	
元禄14.10.6	唯心院7回忌	—	—	121	362	2.575	手引7
元禄14.11.11	祥光院(初代藩主就隆長女)法事	—	—	72	—	—	
元禄14.11.17	秋葉院(初代藩主就隆6女)3回忌	—	—	120	—	—	
元禄15.5.17	大陽院(2代藩主元賢)13回忌	—	—	89	—	—	
宝永2.11.17	秋葉院7回忌	48	94	142	334	2.9875	紫分座頭41、初心座頭7、男替女69、小替女25、手引7
宝永3.12.21	(性雲院=3代藩主元次母法事)	38	64	102	391.5	2.1275	手引14
正徳3.5.3	將軍(家継)宣下、姫様婚礼	—	—	129	—	—	
正徳3.6.17	禪海院(初代藩主就隆室)33回忌	—	—	—	—	—	

一大野八之丞江今度御法事に付諸所より参候座頭こせ銘々宿受状に所付ヲ名付ヲ致させ御蔵本可被差出通申達候事

一同人江右同断に付座頭こせ之宛座本正市より付ヲ出之通数年被遣候此度は爰元座頭之内耆人了簡にて為証人被差出米銀渡候役人并下目付出合候上早晚之通人別へ米銀相渡候様に被 仰付可然通申達候事

来る法事に際して施行を求めて参集して来る座頭・警女に対し、その在所とその名前を明記したものを蔵本に提出させること、これには座頭・警女を統括する座本(この当時は正市)の付出しで数年対処して来たが、今回は一人の座頭を証人として立ててくれれば米銀を支給することにしたというもの。

享保九年の扶持定め

徳山藩が改易に遭って再興を果たしたのが享保四年(一七一九)のこと、それから四年余り後の享保九年閏四月朔日、徳山藩領内二〇人の座頭・警女に一人一日米五合あて、一ヶ年にして一石八斗あて、計三六石の扶持が石貫つまり小物成からあてがわれることとなった。日記該当部分を長文であるが、詳細なので左に全文を示す。

一光井五郎右エ門申出候御領分座頭警女御ふち方御領分石貫にして宛行仕諸送相止候様に被 仰付候被下候様に

地方より御断申出座頭座本よりも御願之筋有之御聞届被成候上 御領分小百性(ト)に至迄格別之存念於無之は願之通にも可被 仰付間申談候様に池田権右エ門江村新五兵衛へも被 仰渡南前裁判中趣相尋前方申出之通に末々に至迄相違無之通に付其趣相違奈古大井須萬村之儀も南前同意之由申来候間弥願之通被 仰付候は座頭方へ手筋を以御沙汰被成可然候然は物切之事に候間今閏四月朔日より宛行之辻に被 仰付候様に申候に付右之趣三郎左エ門殿へ申上候処に於無滞は御沙汰可被 仰付由に付左之通申達候覚

覚

一御領内座頭警女式拾人日別耆人五合宛にして壹ヶ年壹石八斗當りにして米三拾六石拂斗
右徳山御領分小貫にして宛行被 仰付候但式拾人之内座本耆人格別には従 上御了簡不被 仰付候間拾九人より心付米可差出候右之米配當之儀は座本之者へ被 仰付候右仕法之趣は追而書付寺社奉行所江可指出候事一至後年に座頭警女御領内に右之外出来候時も宛行之仕向被 仰付儀に候間此一卷に付御書付又請状等可被 仰付候追而御沙汰被遂候事

閏四月朔日

右之通を以座本江沙汰有之候様に本多勘左エ門方へ申達候此一卷願之儀を以前より村々御断之筋有之候得共御取上ケも難相成候処去年卯ノ四月十一日南前村々庄屋共より書付を以近年は殊之外座頭警女大分入込賄第一小村嶋々之庄屋以之外迷惑諸送大分入地下百性も難儀仕候御領内之座頭警女江岩国並に扶持方被遣他領之座頭警女御領へ入込不申候左候時は賄送旁地下向之勝手に御座候右之扶持方従 上難被遣事に候得は地下貫に被 仰付候成共兎角入相不仕様に被 仰付可被下候座頭座本内證に而は申談候通時ノ御代官役中嶋喜左エ門迄申出候

趣御當職御聞届被成候尤座頭山部よりも扶持方被下置候は諸庄屋中望之通に相成儀之由申出候段々御尋被成萩
勾當初嶋へ問合仕候御領分座頭警女江御ふち方御宛行候とても他所他国之座頭送り留候訳ケ決定仕候様にとの
儀弟子分之者萩江遣勾當方江相對に遣候尤書状遣初嶋勾當よりも趣申越候萩御領にも座頭共よりふち方之願申
出候由也此儀に付萩より小傳一座頭ヲ上方へ差登聞合仕去十一月十一日罷帰候於上方成程送留候事之由然共相
成儀候は道筋一筋之儀は萩御領迄之間送り相成様に申上置候様に心遣可仕通申越候由に而書状差出候依之又々
當春山一ヨリ初嶋勾當書状遣去冬之御返答に送り道一筋明ケ置候様に被仰越候に付段々御断申候得共庄屋中御
受不仕之由不及力に段申返候右之趣致承知候乍此上も何とそ一筋之儀は送り相成候様に心遣仕候得と申越候得
共別に相滞分ケも無之候依之又々山一ヨリ左之通書付差出候

御扶持方被 仰付に付仲間共義定

一座頭他国他領より弟子取申間敷事御領内に而弟子取申共人柄吟味可仕候事

一此以後座頭出来候而も五ヶ年之間は無ふち六年目より其沙汰可仕候事

一他国より參御領内へ住居堅仕せ申間敷候警女も右之通吟味可仕候併扶持方は警女成仕候翌年より其沙汰可仕
候事

一御領内之座頭警女人数居所御当地に座頭三人上村に老人大道りに老人警女豊井村に老人上村に式人大道りに
式人徳山に五人間所（原）に老人夜市村に式人以上拾八人に而御座候

一右之者共外に石に付三勺宛三ヶ年之間被 仰付候得は壹ヶ年分式拾石ほとも可有御座哉と存候右之米銀直し

髓に貸付此利分を以已後出来之者扶持方に可被 仰付哉但出来次第に可被 仰付哉両条に一方奉願候右之通

石に付三勺懸り三年過候而は拾八人分計永々御領内之貫に相成事御座候人数増次第に被 仰付候時は御百性

中貫過分に成候杯と申事も可有御座哉と存候

一座本役仕候者へは格別に御心付ケ被 仰付被遣候様にと奉存候尤私役仕候に付歎心之様に御聞可被成候得共
後役之為旁に奉願候

一拾八人之者共人別老人ふち宛被 仰付可被遣候左候得は私了簡に而官位之高下に任割方可仕候尤扶持方御渡
之儀は六月と霜月と両度に御切手に而御渡可被遣候至其節に何石之切手何枚と私より御願可申上候

一大井村に警女式人御座候近年萩之組相に而御座候処に去年以来徳山御領分之者に而候間私支配に仕候様にと
萩座本大井村御庄屋中原四郎兵衛より段々申来候いか、可仕哉可然様に被 仰付可被遣候以上

三月廿日

山一

河内傳右エ門殿

右之通に付弥詮儀被 仰付代官役光井五郎右エ門於役所に遂詮儀積り書三郎左エ門殿入御披見候

覚

一御領内警女座頭式拾人

右之ふち方米三十六石拂斗

此米御領内夫銀高貫にして割方左之通

夫銀高

一五万九千九百七拾壹石四斗余

但巻石に付六勺に当ル
右永々貫之分

外に石三勺当テ貫被 仰付候時は米拾八石

但三ヶ年貫之石夫銀は高割府にして高巻石に付三勺に当ル

右之米六ヶ年之間巻割式之利足を付都合左之通

米八拾七石五斗五升

此利右同断にして巻ヶ年分之利米拾石五斗六合程有之由

右之大概御詮儀を以今日寺社奉行へ都合被 仰聞候御書附并座頭警女受状之儀は追々吟味被 仰付旨に付其段

勘左エ門方申談候事

この扶持米宛行の濫觴は、座頭・警女の継送り⇨移動に伴う手当の捻出に町在いずとも、とりわけ小村や島々において大いに難儀していたことによる。既に扶持支給の手当を構っていた岩国領を先例とし、萩本藩なども協議しながら行われたことが分かる。

また、当時徳山藩領内の座頭と警女の所在と人数(二〇名)が確かめられるとともに、飛び地の大井村の警女二人は従来萩本藩の組相に属していたが、去年、つまり徳山藩の再興以来、徳山藩所属になったことがわかる。

この扶持支給については、「享保九年」座頭警女江御扶持方被下候濫觴之事(徳山毛利家文庫の寺社・町方107)という一冊がある。だが、この日記の記述ほどの詳しさは持たない。

表2 座頭・警女扶持高の変遷(「御蔵本日記」より)

年号(西暦)	月日	内 容	所在地と人数	
			座頭	警女
享保21(1736)	11/4	36石	徳山3、上村1、大道理村1	計5 徳山5、上村2、大道理村2、政所(富田)1、夜市2、豊井1、大井村2
元文5(1740)	12/3	36石のところ多人数、不足に付来年(寛保元年)~丑年(延享2年)50石	徳山8	計8 徳山5、上村2、大道理村2、川曲1、富田1、福川2、夜市2、大井村3、須万村1、大津島1
寛保3(1743)	11/4	122俵と4斗1升9合	徳山8、大井村1、大津島1	計10 徳山5、上村2、大道理村2、川曲1、富田1、福川2、夜市2、大井村3、須万村1、大津島1
延享元(1744)	11/2	紫分座頭6人42俵(7俵/人)、初心座頭3人9俵(3俵/人)、警女20人70俵(3.5俵/人)計29人121俵と座本料8斗6升1合	徳山7、大井村1、大津島1	計9 徳山5、上村2、大道理村2、川曲1、富田1、福川2、夜市2、大井村3、大津島1、須万村1
宝暦元(1751)	11/4	124俵と座本料8斗6升1合	徳山6、富田1、下松1、大津島1、奈吉1	計10 徳山5、上村2、大道理村2、富田2、福川2、夜市2、大井村3、須万村1
宝暦2(1752)	11/14	紫分座頭6人42俵、初心座頭4人12俵、警女20人60俵計114俵と座本料8斗6升1合	徳山7、富田1、下松1、大津島1	計10 徳山5、上村2、大道理村2、富田2、福川2、夜市2、大井村3、須万村1、大津島1
宝暦3(1753)	11/13	124俵と座本料8斗6升1合	徳山7、富田1、下松1、大津島1	計10 徳山5、上村2、大道理村2、富田2、福川2、夜市2、大井村3、須万村1、大津島1
宝暦4(1754)	11/27	124俵と座本料8斗6升1合	(所在地記されず)	計10 (所在地記されず)
宝暦6(1756)	9/12	延享3年~昨宝暦5年迄今少し不足に付当年~辰年(宝暦10年)5ヶ年50石	—	—
宝暦10(1760)	12/4	紫分座頭8人56俵、初心座頭2人6俵、警女20人70俵計132俵と座本料8斗6升1合	(人数のみ)	計10 (人数のみ)

ただし、徳山毛利家文庫「藩史」(明治十四年河合裕の編纂)巻之七雑事之部一二に座頭警女扶持方米之事という一項があり、享保九年から宝暦六年までの推移がまとめられており、その本文は『徳山市史史料上』(昭和三十九年徳山市役所発行)に収載済みである。

また、この問題については、このころ萩本藩領でも議論されていたことが、享保九年三月の朱書が認められる「二十八冊御書付」(毛利家文庫の法令)の一文に窺われる。

扶持宛行の実況

表2は、期間は大変限られているが、当該日記から座頭・警女に宛行われた扶持の記述を拾集したものである。

写真は、元文五年(一七四〇)十一月十二日の扶持に与った座頭・警女の在所と名前を記述した部分である。

享保四年以降の施行

表4 歴代藩主法事施行記事一覧

藩主名	没年月日	法事施行記録
① 就隆(発性院)	延宝8(1679)8.8	享保13年50回忌、安永7年百回忌
② 元賢(大陽院)	元禄3(1691)5.21	享保5年30回忌、元文4年50回忌
③ 元次(曹源院)	享保4(1719)11.19	享保6年3回忌、同16年13回忌、寛保2年25回忌 宝暦元年33回忌、明和5年50回忌
④ 元堯(蒙徳院)	享保6(1721)2.11	葬儀、35日、49日、百日、享保12年7回忌、宝暦3年33回忌
⑤ 広豊(天了院)	安永2(1773)10.29	安永2年11/6死去、同11/11仕揚法事、同35日、同49日 同百日、安永3年1周忌、同4年3回忌、同8年7回忌 寛政元年17回忌、同10年25回忌
⑥ 広寛(泰崇院)	明和元(1764)2.22	明和2年1周忌、同7年7回忌
⑦ 就訓(隆興院)	文政12(1829)3.19	文政11年35日、同49日

以後も縮減の傾向が続く。明和元年(一七六八)一割減、同五年二割減、そして安永二年(一七七四)には半減の上に一割減の例も出て来る。

だが、一方的に座頭・警女側も引下っていたわけではないことも事実。宝暦三年(一七五三)、大納言の疱瘡歎きの施行が、萩・長府・清末の各藩では実施されているとの主張をして施行を引出しているし(三月五日の条)、同四年丁英様(五代藩主毛利広豊の三男)十三回忌にあたって前例なしとした藩府に対し、七回忌の前例があると切り返して領内者に限り施すとの方針転換を得ている(正月十九日の条)。さらに、安永八年には若君初誕生祝いの施行について、同七年冬すでに却下されたにも拘らず先例ありとして再願したところ施行に踏切らせた事実もある(五月二十九日の条)。

寛政十年(一七九八)のこと、八代藩主毛利広鎮が、一年前の暮に家督を襲封したばかりのところ、幕府から初役を頂戴したとの慶事に係る施しを座本が無心したならば、前例なしと突っぱねたというのだが、方々から座頭・警女が集って来たために九八文銭一〇〇目を貸渡したと見える(二月十三日の条)。

一方、文政五年(一八二二)のこと、一昨年若君誕生髪置祝いの施行を要請したところ、これまた先例なしと却下されたため再願上に及んだというのだが、これに藩府は屈しなかった旨が記されている(十一月五・七日の条)。

この綱引きのさまは、社会状況のうつりかわりを映し出しているように感じられるのは筆者だけであろうか。施行の先細りは否めないところだろう。

施行に与った座頭・警女の人数の多寡をしてみる。座頭で最多は一〇七名(安永二年慈徳院十七回忌)、警女では一七名(享保十四年公方様日光社参)である。両者合わせて最多は、一八三名の文化九年將軍家若君三人・姫君二人誕生お広目祝いである。全体をならずと、一回あたり座頭五〇・七名、警女四七・一名となる。

扶持に与る徳山藩内座頭・警女の人数が三〇人余り(表2参照のこと)としたとき、明らかに施行に与った座頭・警女の人数が多いことに気付かされる。所属の藩を明瞭にすることが求められる一方で、表3に見る通り、他所者に限った例(宝暦八年正月十九日英様十七回忌)や寛政期(十八世紀末)からは防長両国者に施行されたことを書く記事が目立つように、領外者の厳然たる峻別は行われていなかったのではないかと考えさせられる。

なお、文化二年(一八〇五)四月十六日の記事に、下松町の座頭の弟子が修行で下関に滞留のところ「清末御儉約に付而吉凶被下候物之儀」について、萩まで赴いて本藩と掛合いに及び身柄を送り返されて逼塞を命ぜられたなどのことが見えて、この種のトラブルがまま発生していたことを窺わせる。

そして、変遷顕著なのが介助の手引の数である。時代が下るにつれ著しく増加を見せている。激変するのは元文四年(一七三九)の大陽院つまり二代藩主毛利元賢五十回忌である。その数二一名にも達し、座頭・警女の総計は四二名だから、手引一人あたり二人の受持ちだった勘定になる。それまで、つまり享保期から元文三年までは、座頭・警女と手引の数が揃って判明する一九例を拾うと、手引一人あたり平均二〇・六人の受持ちなのである。この顕著

な変化は、何を意味するものであろう？

手引数の最多は、また既述の文化九年將軍家若君・姫君誕生祝いの一六八・五名である。このときの座頭・警女数一八三名、手引一人の受持ち数は一・一人になる。ちなみに、元文四年以降の約一〇〇例の平均は手引一人につき一・七名であり、僅かに三例だが座頭・警女の数と手引の数が一緒の例がある。

座頭・警女の発生状況

表5は、座本から届出られた座頭・警女の町村単位の数である。享保十一年(一七二六)分を除き全て名前が明記してあるが、それは省略した。多いところは、徳山町六人、下松町五人と西豊井村・奈古村・大井村の四人である。文政元〜六年

表5 座頭・警女届出一覧

年号(西暦)	座頭(人)	警女(人)	計
享保11(1726)		5人	5人
享保21(1736)	大井村1	上村1、ほか1	3
寛保2(1742)		冨田村1、徳山村1	2
寛延3(1750)		西豊井村1	1
宝暦3(1753)		徳山町1、福川町1	2
宝暦6(1756)	大道理村1、瀬戸村1	徳山町1	3
宝暦9(1759)		須万村1	1
宝暦10(1760)		奈古村1	1
宝暦13(1763)		下松町1	1
明和2(1765)	下上村1	徳山町1、福川村1、大井村1	4
明和5(1768)		大藤谷村1	1
明和6(1769)		徳山村1	1
安永7(1778)	瀬戸村1		1
天明2(1782)	徳山町2		2
天明7(1787)	上村1		1
天明8(1788)		福川村1	1
寛政元(1789)	徳山町1	福川村1、奈古村1	3
寛政3(1791)	西豊井村1		1
寛政5(1793)		西豊井村1、来巻村2	3
寛政7(1795)		瀬戸村1、下松町1	2
寛政8(1796)		下松町1	1
寛政9(1797)		須万村1	1
寛政11(1799)	下松町1、埴市1		2
享和2(1802)		下上村1	1
享和3(1803)	大井村1	福川町1	2
文化元(1804)		四熊村1	1
文化2(1805)	西豊井村1		1
文化4(1807)		奈古村1、下松町1	2
文化5(1808)		戸田村1	1
文政元(1818)	大道理村1、(徳山町)1	徳山村1	3
文政2(1819)	奈古村1、来巻村1	須万村1、河内村1	4
文政3(1820)	大井村1	川曲村1、冨海町1	3
文政4(1821)		福川1	1
文政5(1822)		下上村1	1
文政6(1823)	(藩士)1		1
合計	20	43	63

が連続して届出られており、同六年の座頭一人は唯一藩士である。

また、在所毎の状況については、短期間しか辿れないが、表2を参照されたい。

ちなみに、明和五年(一七六八)十一月晦日の条に記される小警女仲間入り御免の記事を紹介しておく。

一大藤谷村御庄屋藤井長左エ門支配内畔頭新兵衛組御百性惣右エ門と申者娘盲人に相成小警女仲間仕度之由私迄願出候親元と得相尋候処紛無御座候願之通御免被 仰付候様奉願上候以上

子十一月 座本

浅市

小林善右エ門殿

右之通願出相伺候処何も願之通御免被成候間其段御沙汰可被成通申達候事

註

- (1) 「徳山遠石の祭市と芝居興行―近世中期、地方小都市の世界―」(『山口県史研究』第3号 平成七年三月) や「小藩における社会統計の試み―周防徳山藩「御蔵本日記」を読む―」(『山口県文書館研究紀要』第34号 平成十九年三月) など。

- (2) 伊秩秀紀「盲僧史料『雲海家文書』とその周辺」(『伝承 徳山毛利家文庫「御蔵本日記」に見る座頭・警女(吉積)

文学研究』第42号 平成六年五月)、伊藤芳枝「景清と盲僧」(『まつり通信』259 昭和五十七年九月)、成田守「防長の盲僧」(『東洋文化研究』69 昭和五十九年) などがあ

る。また、盲僧に関する史料として、山口県文書館架蔵のものに「長門国地神経盲僧現名帳」(県庁伝来旧藩記録一〇二二三)「吉敷郡山口宰判居住地神経読盲僧下ヶ札所持仕候

者之寛」(山口小郡宰判記録596)などがある。

(3) この点について、ジェラルド・グロームは、『瞽女と瞽女唄の研究 研究編』(92・93頁)で以下のように記している。

「近世初期以降、東北地方から九州まで、武家・町人・農民などは吉凶に際し視障者に配当(施物)を給し、その受け取りは視障者の既得権のひとつとされた。凶事にともなう鳴物停止に視覚障害者が生活の糧を奪われ、いちじるしく仁政の理想に反するので、近世初期の配当支給はその代償として行われたかもしれない。そして十七世紀半ばから吉凶の配当が制度化され、とりわけ西日本に広く導入され(中略)幕藩体制の確立と、慶弔に際する配当下付はまず江戸で制度化された。江戸幕府は正保五年(一六五四)一月十六日、『盲女』に二〇〇貫文を施した(中略)その後、幕府の例に倣い、諸大名も領国に同様の仕組みを導入した。(中略)配当の支給は儒者が説く「慈悲」、「憐愍」の道と考えられ、瞽女・座頭に土地・屋敷を拝領させ、特権を保證する領主もいた。」

(4) このことについては、既述のジェラルド・グローム著『瞽女と瞽女唄の研究 史料編』に掲載されるとともに、『同 研究編』に論述がある。

(5) これについては、『山口県史料 近世編法制上』(昭和五十一年山口県文書館編集発行)に座頭・瞽女の事として収載されている。706〜709頁。また、ジェラルド・グローム著『瞽女と瞽女唄の研究 史料編』『同 研究編』でも触れられている。